

2 佐藤英行議員

- 1 岩内町における遺跡遺物について
- 2 岩内町史発刊について
- 3 岩内新港緑地について



1 岩内町における遺跡遺物について

市民自治を考える会の佐藤です。

岩内町における遺跡遺物についてであります。

岩内町には岩内砂層の岩内台地に6～7千年前の縄文前期の円筒下層式土器及び約4～5千年前の縄文中期円筒上層式土器等の文化の集落遺跡として東山遺跡があります。

円筒土器文化圏の北端の遺跡であることから岩内東山円筒文化遺跡として北海道指定史跡に昭和43年指定されました。

平成18年から平成20年まで下水道工事や斎場建設に伴う東山地区で遺跡調査が行われており、さらには平成22年より東山墓地4.1ヘクタールを調査、この調査によってほぼ全域に埋蔵文化財が存在することが北海道教育委員会によって確認されております。かなり広い縄文時代の集落遺跡があったことが推察されます。

また、岩内町内には東山遺跡以外にも縄文遺跡が存在していたことが確認されております。それらの遺跡から出土した土器や石器などの遺物を住民が収集し岩内町に寄贈しております。

そこでお伺いします。

1. 住民が寄贈した縄文時代の遺物はどこにどのように収蔵、管理されているのか。
2. それら遺物の収集場所は寄贈者から聞き取りし確定しているのか。
3. 遺物は専門家による鑑定はしているのか、していないものがあれば鑑定すべきではないのか。

【答 弁】

教育長：

1 項めは、住民が寄贈した縄文時代の遺物はどこにどのように収蔵、管理されているのか、についてであります。

これまでに住民から寄贈して頂いた遺物については、郷土館において常設にて展示しているほか、岩内町地域交流センター内にて、町が保存する他の遺物と合わせ収蔵しております。

なお、現在展示していない遺物についても、今後、特別展などで展示する予定となっております。

2 項めは、それら遺物の収集場所は寄贈者から聞き取りし確定しているのか、についてであります。

遺物を寄贈して頂く際には、本来、発見場所を確認すべきですが、寄贈して頂いた遺物については、寄贈して頂いた時期も古く、又は、不明確なことから、発見場所は定かでないところであります。

3 項めは、遺物は専門家による鑑定はしているのか、していないものがあれば鑑定すべきではないか、についてであります。

近年、実施された発掘調査により出土した遺物については、埋蔵文化財に関する専門機関である公益財団法人北海道埋蔵文化財センターにおいて調査・分析を実施して頂いております。

しかし、寄贈された遺物については、現状において、専門機関による調査・分析を実施するまでには至っていない状況ではありますが、今後、北海道教育委員会や北海道埋蔵文化財センターなどの関係機関の見解を基に、判断してまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

岩内町における遺跡遺物についてでありますけども、遺跡遺物は、岩内台地の共和町の地域にも存在が確認されております。時代区分としては縄文時代、続縄文時代、擦文時代、そしてアイヌ文化期と続くわけですが、答弁にある、まだ時代が特定されていない遺物も含めて、郷土館と交流センター、郷土館にはすべてがあそこに展示されているわけではないと思いますので、それも含めて1カ所に集めて、その時代、そしてその時代があった環境調査を、先ほど言いました埋蔵文化センターを中心とした専門家に依頼してはどうかと、それをまず再質問します。

【答 弁】

教育長：

1点目は、まだ時代が特定されていない遺物も含めて1カ所に集め、時代、環境調査を専門家に依頼してはどうかについてであります。

近年、実施された発掘調査により、出土した遺物については、専門機関による調査・分析の実施を終えているところであります。

今後、寄贈された遺物につきましては、調査分析の必要性について、専門機関の見解を基に判断してまいりたいと考えております。

2 岩内町史発刊について

岩内町史発刊についてであります。

岩内町史については昭和41年11月に発刊されております。この町史は佐藤弥十郎氏の編著になるもので昭和30年までを年代別に編集されています。もとより町史は岩内町先人の足跡を歴史として学び、未来へ進んでいくためにも重要なことと考えます。

平成23年第4回岩内町議会定例会、さらには平成27年第4回定例会においても岩内町史発刊について一般質問を受け町長は答弁されております。平成27年第4回定例会においては、志賀議員からの質問に対して町長は、必要な予算措置を施したうえで、平成29年度より本格的な編集作業を開始し、町制施行120年の節目の年であります4年後の2020年を一つの目標として、新たな岩内町史発刊を目指してまいりますと考えておりますと答弁しております。

そこでお伺いします。

1. 現時点での岩内町史発刊に向けての作業はどの段階か。
2. 2020年発刊の予定は変わらないのか。
3. 前の岩内町史はいわば佐藤弥十郎氏の資料や考え方に基づいたものであるが、2020年発刊予定の町史は、幅広く町民から委員を募った岩内町史編纂委員会を組織し、専門家からの助言をいただきながら進めるべきと考えるが見解を伺いたい。
4. また、岩内町史編纂のための専門部署を設定して進めてはどうか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、現時点での岩内町史発刊に向けての作業はどの段階かについてであります。

新たな岩内町史の発刊時期につきましては、平成27年第4回定例会での一般質問において、2020年の発刊を1つの目標とし、新町史の発刊を目指してまいりたい旨の答弁をしているところであります。

これまでの状況といたしましては、各方面からのご協力を得ながら資料収集を進め、昭和63年度までの出来事が原稿に近い状態でまとめられ、岩内町郷土館に保管されている状況であり、また、町史の編纂作業を進める上での重要な資料の1つとなる岩内史年譜第6版についても、平成28年1月、岩内郷土史研究会の協力により発刊に至ったところでもあります。

ご質問にあります新たな岩内町史発刊に向けた作業状況ではありますが、現在は、直近で編集作業を進めている管内又は道内各自治体からの情報収集を行っているほか、編集・発刊実績のある専門業者とも協議しながら、想定される作業工程や作成費用、必要な体制などについての実態把握を中心に行っており、今年度中には、どのような実施方法が可能かなど、町として、一定程度の方向性を決定してまいりたいと考えております。

2 項めは、2020年発刊の予定は変わらないのかについてであります。

町史の発刊時期につきましては、1項めでお答えいたしましたとおり、町制施行120年となる2020年の発刊を1つの目標として取り進めてきたところであります。

しかしながら、発刊に向けた情報収集等の準備作業を進めていく中で、他の自治体からは、資料収集に要する時間が想像以上に必要であることや、構成方法の検討の際にも意見調整等に相当の時間と労力を要したなどの声が聞かれたこと、加えて、執筆者や専門家等の確保、編纂作業の期間とそれに要する費用の確保など、決して低くはない様々なハードルをクリアしていく必要があることを実感しており、現時点におきましては、2020年の発刊は大変厳しい状況にあるものと考えております。

3 項めは、岩内町史は幅広く町民から委員を募った編纂委員会を組織し、専門家からの助言をいただきながら進めるべきではないかについてであります。

町史につきましては、先人達が英知を集め、この岩内町を築き上げた経験を町民一人ひとりが歴史として学び、今後のまちづくりを進める指針となる大変重要なものであると認識しております。

また、こうした歴史を集約して後世に活かし続けられるものを完成させるためには、当然、数多くの知識や経験、まちに対する思い等を有する住民の方々をはじめ、専門家の協力等は必要不可欠であるものと考えております。

こうしたことから、新たな町史発刊にあたっては、町民の方々から幅広く資料の収集や情報提供を求め、編纂・執筆作業については、現在の岩内町史との継続性・連動性の検討など、各分野における専門家の参画も不可欠であると考えており、このためには、町内各分野の学識者や専門家で構成する編纂委員会などの体制整備は必要になるものと認識しております。

4 項めは、岩内町史編纂のための専門部署を設定し進めてはどうかについてであります。

新たな岩内町史編纂にあたっては、必要な資料収集等に相当な時間と労力が必

要とされ、また、編纂作業の過程においても執筆方法の統一や専門家や専門業者等との意見調整等に時間を要することが想定されるところであります。

こうした編纂業務は、専門的かつ統一的な見解と構成方針を基に町史の細部にわたって対応していくことが不可欠であり、作業の遅れは編纂の精度や業務全体のスケジュールにも大きく影響を及ぼすものであることから、より効率的かつ迅速・正確に業務を進めるためにも、編纂業務を専門的に行う部署の必要性は強く認識しているところであります。

したがいまして、専門部署の設置につきましては、専任職員の配置の有無も含めた中で、編纂体制の在り方と町全体の組織機構を併せて検討することが必要であるものと考えております。

いずれにいたしましても、新たな町史の発刊にあたっては、編集期間や体制をどう設定するのか、更には編纂業務に要する費用の捻出が可能かどうかといった根本的な課題も含めて幅広く検討を進め、町として実施可能な方法を見い出しながら、今後の実施方針を決定してまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

岩内町史の関係でありますけれども、昭和41年11月発行の岩内町史においては、編著者の佐藤弥十郎氏はあとがきで、年代史的に、資料を収集記録したままのものであり、项目的に分類記述した、いわゆる町村史型のものではない、そして、町史1巻、年代史、資料編という意味で活用を願いたいと述べております。

先ほどの答弁では、いま、資料を収集の最中ということで、いろんなハードルがあるやに答弁をいただきましたが、これから編纂する場合、各項目の例えば、岩内町を取り巻く自然や行政、産業、社会、文化等々、また、前の岩内町史には、そんなに載ってませんでした島野村史の記載も不足しております。やはり项目的に分類した岩内町史が必要と考えます。そのためには、先ほど答弁にありましたように、2020年発行にこだわらないで、そして、場合によっては上・中・下に分けても中身の濃い、後世に残る岩内町史を編纂発行すべきと考えますが、再度見解を伺います。

【答 弁】

町 長：

岩内町史発刊についてのご質問であります。

昭和41年11月に発行されました町史につきましては、年代史的に資料編集されておりますが、各自治体等からの情報収集をする中においても、近年は時系列ではなく、各分野毎に分類され、発刊されている事例が多いことも確認しております。

従いまして、町といたしましても、各町村の事例等も参考にするとともに、各方面の有識者や専門家等のご意見も十分取り入れながら、構成方法や編集期間を含めた実施方針を策定してまいりたいと考えております。

3 岩内新港緑地について

岩内新港緑地についてであります。

1990年から東日本フェリーが運航していた岩内港、直江津港航路は、残念ながら1999年、運航が休止されました。フェリーふ頭に付随していた建物も除去され、現在は何もない平地となっております。都市守護で知恵の女神であるアテナ像がある緑地も散歩者が時折見かけるくらいです。

その緑地において8月19日から20日にかけてロックコンサートが行われました。使用する電気はすべて太陽光でまかなわれ、演奏者および参加者からはとても素晴らしい環境との評価をいただいております。できればテントを張って親子で楽しみたいとの声もありました。

そこでお伺いします。

1. 旧フェリーふ頭は今後どのような活用方法をしていくのか。
2. 緑地を維持していくための作業とそれにかかる費用は。
3. 今後、緑地地域をどのように活用していくのか。
4. 緑地に続いている灌木のエリアを整備し、テントを張れるようにしたり、緑地で野外音楽ができるような整備をし、活用を図ることも必要と考えますが見解を伺います。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、旧フェリーふ頭は今後どのような活用方法をしていくのかについてであります。

新港地区にあります旧フェリーふ頭は、昭和58年度から平成2年度にかけて、水深8m、延長266mの岸壁の整備を行い、供用開始後、順次、水深7.5m、延長278mの岸壁や、道路・緑地など港湾施設の整備を行い、現在の新港地区の形態となっております。

こうした中、近年まで続いた不況下では、消波ブロックの積み出しや、沖合を航行している貨物船等の荒天時の避難場所として利用されるのが主な利用実態でありました。

しかし、ここ数年の動向としては、風力発電事業者の風況調査による結果として、岩内港周辺が適地であり、今後の事業実施が高い確率で見込めることや、北海道新幹線及び北海道横断自動車道の延伸など、大型の公共事業が予定される中、これらの事業実施に伴い、必要となる資材の搬入拠点としての利用が見込まれ、町としても積極的な要請活動を関係機関や企業に対し行っているところであります。

さらには、国の港湾関係の柱になる政策として、生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化が基本方針の一つとなっており、訪日クルーズ500万人時代に向けたクルーズ船の受け入れ環境の整備が掲げられております。

こうしたことから、町といたしましては、当港に入港可能なクルーズ船の就航を目指し、船会社や旅行関連会社などとのポートセールスを強めているところであります。

いずれにいたしましても、町にとって港は貴重な財産であり、特色でもありますので、産業社会に適応した生産・物流の基地としての役割や旅客交通の寄港地など、あらゆる可能性を模索し、さらなる活用がなされるよう努めてまいります。

2 項めは、緑地を維持していくための作業とそれにかかる費用についてであります。

新港緑地の維持作業には、草刈り、芝生に肥料を散布する施肥、トイレの清掃などがあり、平成28年度におきましては、新港緑地内の草刈工及び施肥工を実施する新港地区緑地維持管理業務に37万8千円、新港緑地トイレに係る清掃や建物維持の費用に52万6千円、電気・水道の光熱水費に24万1千円であり、合計で114万5千円となっております。

3 項めの、今後、緑地地域をどのように活用していくのかと4 項めの緑地に続いている灌木のエリアを整備し、テントを張れるようにしたり、緑地で野外音楽ができるような整備をし、活用を図ることも必要と考えるがにつきましては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

新港緑地は、海が一望できる自然あふれた緑地であり、港を訪れた人たちの憩いの場として活用され、さらには学校行事でのレクリエーションの場や町民の散歩コース等広く親しまれているところであります。

この新港緑地は、港湾法では港湾環境整備施設に分類され、その役割として、一つ目として、港湾就労者の就労環境や港湾利用者の環境改善、二つ目として、港湾を訪れる不特定多数の人々や利用に供する快適な環境の形成、三つ目として、災害時の緊急物資、被災者の輸送のための防災拠点や避難地の確保等安全性の向上機能などがあります。

こうした中、新港緑地は、テントなどを張るキャンプ場のような使用形態を前提とした施設整備はしておらず、現段階としては、町内にある都市公園や運動公園などと同様の使用形態が望ましいと考えておりますが、今後の臨海部工業団地の状況や親水・海洋性レクリエーション需要のニーズなど、港湾緑地に係る動向を注視してまいります。

< 再 質 問 >

岩内新港緑地につきましては、新港のフェリーふ頭の、旧フェリーふ頭の活用方法については、大変悩ましい問題であることは、よく私も存じ上げます。しかしながら、これからいろんな機会を取り上げて粘り強く活用方法を追及いただきたいと思います。

※岩内新港緑地についての再質問については、要望であるため、町長答弁はしておりません。